

2018/01/01

「人材紹介手数料の返還について」

採用決定者が勤務開始後、下記期間内に本人の責による解雇又は、自己都合により退職した場合は契約書の通り、支払われた手数料の返還を行います。

但し、会社都合に依る一方的な解雇の場合、並びに鋼の採用決定者に対する処遇及び、その他の労働条件が採用決定時の労働決定内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではありません。

1ヶ月以内 80%

3ヶ月以内 50%

☆期間は採用決定者の勤務開始日より解雇日又は退職日迄とします。

☆下記、職業紹介事業所には返金制度はありません。

古賀市無料職業紹介所（古賀市委託事業）

ご不明な点はアイスタッフ株式会社 総合管理部迄お問い合わせ下さい。

福岡市中央区天神2丁目8番38号
協和ビル8F

AISTAFF

アイスタッフ株式会社